

新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(山林所得又は譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>36 - 12、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生の日(農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項本文《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可(同条第4項の規定により許可があったものとみなされる協議の成立を含む。以下同じ。)を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下この項においてこれらを「農地等」という。)の譲渡又は同条第1項第6号の規定による届出をしてする農地等の譲渡については、.。</p> <p>(注)1</p> <p>2、<u>通則法</u>第23条第2項の規定により、.。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p> <p>(借入金で取得した固定資産を買換えた場合)</p> <p>38 - 8の6</p> <p>.、第37条の3第1項《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》又は第37条の5第4項の規定により代替資産等の取得価額とされる金額に加算することができるものとする。</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p>	<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(山林所得又は譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>36 - 12、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生の日(農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項本文《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可(同条第4項の規定により許可があったものとみなされる協議の成立を含む。以下同じ。)を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下この項においてこれらを「農地等」という。)の譲渡又は同条第1項第7号の規定による届出をしてする農地等の譲渡については、.。</p> <p>(注)1</p> <p>2、<u>国税通則法</u>第23条第2項の規定により、.。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p> <p>(借入金で取得した固定資産を買換えた場合)</p> <p>38 - 8の6</p> <p>.、第37条の3第1項《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》又は第37条の5第3項の規定により代替資産等の取得価額とされる金額に加算することができるものとする。</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p>

改正後	改正前
<p>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64 - 2の2、第25条の12の3第24項《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等》、</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</p> <p>(修正申告等に係る所得税額の納税猶予)</p> <p>137の2 - 1、法第60条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》に規定する国外転出(以下137の2 - 10までにおいて「国外転出」という。)の日の属する年分についての期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る納付すべき所得税の額については、</p> <p>.</p> <p>(納税猶予分の所得税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の所得税の額の計算)</p> <p>137の2 - 3、納税猶予分の所得税額の一部について同条第1項(同条第2項の規定により適用する場合を含む。以下137の2 - 5までにおいて同じ。)の規定による納税猶予に係る期限(以下137の2 - 11までにおいて「納税猶予の期限」という。)が確定する場合における所得税の額の計算は、</p> <p>.</p> <p>(計算式)</p> <p>.</p> <p>(注)1</p>	<p>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64 - 2の2、第25条の12の2第24項《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等》、</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</p> <p>(修正申告等に係る所得税額の納税猶予)</p> <p>137の2 - 1、法第60条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》に規定する国外転出(以下137の2 - 9までにおいて「国外転出」という。)の日の属する年分についての期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る納付すべき所得税の額については、</p> <p>.</p> <p>(納税猶予分の所得税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の所得税の額の計算)</p> <p>137の2 - 3、納税猶予分の所得税額の一部について同条第1項(同条第2項の規定により適用する場合を含む。以下137の2 - 5までにおいて同じ。)の規定による納税猶予に係る期限(以下137の2 - 10までにおいて「納税猶予の期限」という。)が確定する場合における所得税の額の計算は、</p> <p>.</p> <p>(計算式)</p> <p>.</p> <p>(注)1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2。</p> <p>3。</p> <p>4。</p> <p>5。</p> <p>6。</p> <p>(納税猶予適用者が死亡した場合の納税猶予分の所得税額に係る納付義務の承継) 137の2 - 5、<u>通則法第5条第2項《相続による国税の納付義務の承継》</u>の規定に基づき計算した額となることに留意する。</p> <p>(猶予承継相続人に確定事由が生じた場合) 137の2 - 6、当該期限が確定した所得税の額のうち<u>通則法第5条第2項</u>の規定に基づき計算した額を納付する必要があることに留意する。</p> <p>(担保の提供等) 137の2 - 7、<u>通則法第50条《担保の種類》から第54条《担保の提供等に関する細目》</u>までの規定の適用があることに留意する。 <u>ただし、法第137条の2第11項第2号に規定する非上場株式等(137の2 - 8及び137の2 - 9において「非上場株式等」という。)を担保として提供する場合には、同号及び同項第3号の規定並びに令第266条の2第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(非上場株式等が担保提供された場合) 137の2 - 8 <u>非上場株式等を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該非上場株式等から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。</u></p> <p>(取引相場のない株式の納税猶予の担保) 137の2 - 9 <u>法第60条の2の規定により課税された取引相場のない株式(非上場株式等に該当するものを除く。以下この項において同じ。)</u>を納税猶予の担保として提供する旨の申出があった場合において、.。</p>	<p>2。</p> <p>3。</p> <p>4。</p> <p>5。</p> <p>6。</p> <p>(納税猶予適用者が死亡した場合の納税猶予分の所得税額に係る納付義務の承継) 137の2 - 5、<u>国税通則法第5条第2項《相続による国税の納付義務の承継》</u>の規定に基づき計算した額となることに留意する。</p> <p>(猶予承継相続人に確定事由が生じた場合) 137の2 - 6、当該期限が確定した所得税の額のうち<u>国税通則法第5条第2項</u>の規定に基づき計算した額を納付する必要があることに留意する。</p> <p>(担保の提供等) 137の2 - 7、<u>国税通則法第50条《担保の種類》から第54条《担保の提供等に関する細目》</u>までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取引相場のない株式の納税猶予の担保) 137の2 - 8 <u>法第60条の2の規定により課税された取引相場のない株式を納税猶予の担保として提供する旨の申出があった場合において、.。</u></p>

改正後	改正前
<p>.....</p> <p>(納税猶予分の所得税額に相当する担保) 137の2 - 10</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ) 137の2 - 11</p> <p>法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</p> <p>(遺産分割等があった場合の修正申告等に係る所得税額の納税猶予) 137の3 - 1、令第266条の3 <u>第4項</u>の規定に基づき、.....</p> <p>(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に関する取扱いの準用) 137の3 - 2、137の2 - 1 から137の2 - 11までの取扱いを準用する。</p>	<p>.....</p> <p>(納税猶予分の所得税額に相当する担保) 137の2 - 9</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ) 137の2 - 10</p> <p>法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</p> <p>(遺産分割等があった場合の修正申告等に係る所得税額の納税猶予) 137の3 - 1、令第266条の3 <u>第2項</u>の規定に基づき、.....</p> <p>(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に関する取扱いの準用) 137の3 - 2、137の2 - 1 から137の2 - 10までの取扱いを準用する。</p>